

Title	戦時期ジャワの隣組・字常会制度
Sub Title	Neighborhood association in wartime Java
Author	倉沢, 愛子(Kurasawa, Aiko)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2014
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.107, No.3 (2014. 10) ,p.425(119)- 443(137)
Abstract	第二次世界大戦中, 日本軍占領下のインドネシア, ジャワ島で行政補佐のために日本式の隣保制度が導入された。短い間ではあったが, 上意下達, 相互監視, 防諜・防空, 配給などにおいて活用され, 統治者にとって非常に有益な役割を果たした。そして敗戦で日本軍が去ったのちにも現地の社会に生き続け, とりわけ開発独裁の時代(1966-1998年)には重用された。それは日本の占領統治とスハルト政権による権威主義的な統治とが持つ基本的な性格の類似性によるところが大きい。本稿は戦時期ジャワにおいてこの隣保制度がどのように設立され, どのように機能したのかを当時の日本軍関係の文書, 新聞報道ならびにフィールド調査に基づいて検証し, 同時にそれが現在のインドネシアにおいてどのように活用されているのかを概観する。
Notes	特集: 1940年代の地域社会と人の移動: 日本帝国膨張・収縮期の地域社会
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20141001-0119">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20141001-0119</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦時期ジャワの隣組・字常会制度

## Neighborhood Association in Wartime Java

倉沢 愛子(Aiko Kurasawa)

第二次世界大戦中、日本軍占領下のインドネシア、ジャワ島で行政補佐のために日本式の隣保制度が導入された。短い間ではあったが、上意下達、相互監視、防諜・防空、配給などにおいて活用され、統治者にとって非常に有益な役割を果たした。そして敗戦で日本軍が去った後にも現地の社会に生き続け、とりわけ開発独裁の時代(1966-1998年)には重用された。それは日本の占領統治とスハルト政権による権威主義的な統治とが持つ基本的な性格の類似性によるところが大きい。本稿は戦時期ジャワにおいてこの隣保制度がどのように設立され、どのように機能したのかを当時の日本軍関係の文書、新聞報道ならびにフィールド調査に基づいて検証し、同時にそれが現在のインドネシアにおいてどのように活用されているのかを概観する。

### Abstract

During World War II, a Japanese-style system of neighborhood associations was introduced in Japan-occupied Indonesia's Java to assist in the island's administration. While it did not last for long, it was widely used in top-down communications, mutual surveillance, counterintelligence, air defense, rationing, and so on, and played a very useful role for the administrator. This system survived in local societies, even after the Japanese army left following its defeat in the war, and was given a particularly important position during the Developmental Dictatorship Era (1966-1998). This is due to the basic similarity in nature between the Japanese occupation and the authoritarian rule of the Suharto Regime. This study focuses on Java during the war period and examines, based on documents related to the Japanese Army, newspaper reports and field surveys, the establishment and functioning of the neighborhood association system, while simultaneously providing an overview of its usage in contemporary Indonesia.

## 戦時期ジャワの隣組・字常会制度

倉 沢 愛 子

### 要 旨

第二次世界大戦中、日本軍占領下のインドネシア、ジャワ島で行政補佐のために日本式の隣保制度が導入された。短い間ではあったが、上意下達、相互監視、防諜・防空、配給などにおいて活用され、統治者にとって非常に有益な役割を果たした。そして敗戦で日本軍が去ったのちにも現地の社会に生き続け、とりわけ開発独裁の時代（1966–1998 年）には重用された。それは日本の占領統治とスハルト政権による権威主義的な統治とが持つ基本的な性格の類似性によるところが大きい。本稿は戦時期ジャワにおいてこの隣保制度がどのように設立され、どのように機能したのかを当時の日本軍関係の文書、新聞報道ならびにフィールド調査に基づいて検証し、同時にそれが現在のインドネシアにおいてどのように活用されているのかを概観する。

### キーワード

隣組・町内会、インドネシア、ジャワ、情報伝達、日本軍政、第二次世界大戦

### はじめに

1942 年 3 月から 1945 年 8 月の終戦まで、インドネシアは日本軍の占領統治下に置かれていた。「南方占領地行政実施要領」（1941 年 11 月 20 日、大本営政府連絡会議において策定）に示されているように、重要国防資源の獲得が占領の最大の目的とされていたが、同時に日本軍は、占領地住民を大東亜の民族として育成するために啓蒙教化に力を入れ、戦時期の混乱にもかかわらずきめ細かな占領行政を実施してきた。インドネシアはオランダ植民地時代の統治のあり方、とりわけ民族運動に対する強硬な姿勢のゆえに、フィリピンなど他の東南アジアの占領地と比較すると——少なくとも初期においては——住民の反日感情は弱く、継続的な反日ゲリラ活動も存在しなかったため、日本軍は目的達成に向けてかなり独善的な統治を実施することが可能であった。優秀な官僚を軍政監部（軍政実施のために設置された中央行政機構）の司政官として送り込み、第一の目的である資源獲得のための経済政策はもちろんのこと、中央・地方の行政機構の掌握、住民の組織化、教化活動などに力を入れた。もちろんそのすべては、大東亜戦争勝利に向けてインドネシア社会を精神的にも、物

質的にも総動員するという目標遂行のためであった。

本稿は、広大なインドネシアのなかでジャワ島のケースをとりあげ<sup>(1)</sup>、この地で導入された日本型の隣保組織が、治安維持や経済統制、そして情報伝達や住民の啓蒙のためにどのように利用され機能したか、またそれがその後の現地社会にどのように繋がっていったのかを考察する。日本軍政期の隣組に関する研究は倉沢（1992）で初めてとりあげられたのち、現在のインドネシアにおける隣保制度（RT/RW 制度）に関する多くの研究（Suwarno 1995, 吉原 2000, 2005, 小林 2001, 2003, 2004, 2005, 2006, Kurasawa 2009）のなかでも言及されてきた。しかし研究動向の中心はあくまで現代にあり、戦時期に関する新たな資料の発掘や考察は残念ながら進んでいない。本稿は筆者の 1992 年の著作をベースにし、それ以降に入手できた戦時期隣組に関するいくつかの第一次資料と、1990 年代から現在に至るまでインドネシアで継続している RT/RW 制度についてのフィールド調査から得られた知見を加えて加筆・再考察しようとする試みである。本稿により、1940 年代における日本軍のジャワ統治が、従来のインドネシアの村落社会の編成原理を変えていき、大東亜共栄圏形成の一翼を担うとともに、いったんつくられた隣組などの地域組織が、「戦後」長期にわたってインドネシア社会の権威主義的秩序を下支えしていったことが、示されるであろう。

## 1 隣組導入の背景——村落社会の重要性の増大

隣保組織の導入は、日本軍が占領下のジャワで行ったもっとも画期的な施策で、永続的な影響を現地社会に残した施策であったと言えよう。その背景には、軍政当局がジャワ統治の性格上、直接グラスルーツの住民を把握・統制する必要性に迫られていたことがある。そこに間接統治を根幹とし、村落社会に対する干渉も最小限に抑えられていたオランダの植民地経営との大きな違いがあった。オランダは外国資本の大規模な農園企業による、輸出用キャッシュ・クロップの生産活動に重点を置いていて、コメなどの食糧生産を中心とする「住民農業」部門にはあまり利害関係を持たなかったため、彼らにとって村落社会はさほど重要な存在ではなかった。そしてそのために植民地化以前の王国時代からのジャワの村落構造がかなりの程度維持され、それに対するオランダ政府の干渉は制限されていたのである。伝統的なジャワ村落はかなり高度に自立的で、村の首長は村民の選挙によって選ばれる慣習があり、そのステイタスはコミュニティーの長であって、それに対して土着王権はあまり干渉しなかった。

---

(1) インドネシアにおける占領統治は、ジャワ、スマトラ、およびその他の東部インドネシア地域に三分割され、まったく別個の行政単位として統治されたため、全域をまとめて語ることはむずかしい。そこで問題をジャワ島のみ限定する。なおこの時期の日本軍関係資料の多くは終戦時に焼却され残存するものが少ないため、本研究は、筆者が 1980 年から 1981 年にかけてジャワ農村で実施した聞き取り調査に多くを依存している。

この慣習を受け継いだため、植民地化後も村落の首長の地位はオランダ植民地当局の官吏ではなかった。彼らはオランダ当局から給与は受け取らず、それまでどおり村内にある職田からの収穫物を収入とした。オランダは、徴税額の8%のコミッションを与えて地税の徴収を村落首長に委託したが、それさえ確保されれば、他の多くの事柄に関し村落の行政に干渉することはあまりなかったと言っても過言ではなかったのである。

さらにオランダは、ごく一部のエリート「原住民」に対してのみオランダ式教育の機会を与え、一般の住民はむしろ無知のままにしておくほうが統治しやすいと考えた。そのためオランダ的生活様式や思考様式への同化政策は最小限に留めようとし、村落社会や都市周辺部分に住む一般大衆に対する教育や啓蒙活動には積極的ではなかった。

1942年に始まる日本軍の占領統治は、そのような歴史的な前提条件を崩し、国家による村落の統制をあからさまに強化することになった。大規模農園企業による熱帯性商品作物の生産に主たる関心を持っていたオランダと違って、ジャワ土着農業の基本的な生産物であるコメの獲得に絶大な関心を持っていた日本は、個々の農民の生産活動に干渉し、またその農産物の集荷や流通にも規制を課した。また、軍の建設作業などにたずさわる多数の労働力をジャワの農村社会から動員する必要性に迫られていた。

そしてそれをスムーズに実行するために、経済的な施策と並行して、住民に対する政治的な啓蒙化、組織化、そして動員という、まったく新しい施策が導入された。それは農村のみならず都市のグラスルーツの住民に関してもあてはまることであった。オランダが「原住民」に対する同化政策をとらず、できる限り彼らとオランダとの文化的距離を保とうとしたのに対し、日本は、住民に大東亜（共栄圏）の成員としての共通自覚を持たせ、戦争遂行に向けて、住民の全面的な支持と協力を取り付けるための日本化政策を実施したのだった。つまり、日本語、日本の価値観を普及させ、インドネシア民族と日本民族が一体であるという幻想を作り出すことによって日本主導の大東亜共栄圏の構築を目指したのである。そしてそのためには、グラスルーツ・レベルに至るまで、日本の意図を周知徹底させ、願わくは住民を日本が理想とする方向へ教化・啓蒙し動員することが重要だったのである。

日本はそのために、村落の住民に対しても、学校教育はもちろんのこと、村落の首長（日本時代には日本語でクチョウと呼ばれたので以下本稿では「区長」と記す）や、イスラームの指導者であるウラマその他の指導的人材に対して研修プログラムを実施してイデオロギー教育を行った（倉沢 1992：8章・9章）。また、青年団などを作って若者を組織化し、軍事訓練とイデオロギー教育を行うとともに、これらの組織の全国的ネットワークを通じて彼ら農村青年を中央の組織に直結させ、いつでも大量に動員できる体制を作ろうとした（倉沢 1992：308-321）。

上記のような統治政策の変化に適應し、村落社会の啓蒙と総動員を展開するために、日本軍政下では区長<sup>クチョウ</sup>の任務は非常に増えていき（Brugmans 1960：161ならびに倉沢 1992：11章参照）、日本軍

は彼らへの統制をいっそう強化しなくてはならないという状況があった。そこで、彼らへの干渉と統制にあとづけで法的根拠を与えるために、1944年3月には「区長選挙罷免令」(治政令78号)を公布した。この「罷免令」では、立候補資格を日本が設定し、郡長による事前の認可を必要としたこと、これまで無期限であった区長<sup>クチョウ</sup>の任期を四年としたこと、そしてさらに「軍政遂行上不適当」とみなされた区長<sup>クチョウ</sup>は州長官(日本人)が罷免できるとしたことなどが特徴的である。そしてこれと相前後して(1944年2月)出された「区長素質改善方策要綱」(Kan Po, No.37, 1944年2月25日発行, pp.12-13)では、立候補者の認可条件は、ラテン文字の読み書きができ、年齢が50歳未満で、軍政遂行に不適当でないもの、とされている。すなわち、共同体の長であり、主としてその指導者としてのカリスマ性に意味のあった村落首長に実務能力を要求し、中央政府の意向を受けて働く役人へと変身させようとしている。しかも、このとき軍政当局は、区長<sup>クチョウ</sup>に年間30ギルダー(下級公務員の3~5ヶ月分の給料に相当)の「手当て」を支給することを決めている。金額はわずかであるが、重要な意味を持つ決定である(倉沢1992:451-458)。問題は法令よりも、現実にこの時期にどのような変化が生じたのかということであるが、筆者の調査によれば多くの区長<sup>クチョウ</sup>が「不適格」として罷免され、日本にとってより都合の良い人物と入れ換えられている(倉沢1992:458-461)。一方、日本軍に忠実で功績のあった区長<sup>クチョウ</sup>は、最末端の行政官で身分的には本来プリアイ階層<sup>(2)</sup>が独占していたチャマツ(日本の占領下では村長<sup>ソウチョウ</sup>と呼ばれ、区長<sup>クチョウ</sup>の上に君臨した)職に登用するなど、オランダ時代にはあり得なかったような人事を断行した(倉沢1992:452)。このように国家による干渉がこれまでになく強化されたのが、日本の統治時代であった。

## 2 隣組の目的と機能

このように物質的にも精神的にもグラスルーツの住民たちを把握し統制し、総動員体制を確立するために、さまざまな大衆組織が導入され、これまでの彼らの伝統とは異なる新しい組織原理のもとでその組織が運営された。そのひとつが、行政を補佐する末端組織として1944年1月に導入された隣組<sup>アザ</sup>・字常会制度であった。それは日本で以前から施行され、戦時期にはいっそう重要性を増していた部落会・町内会制度を模して作られたもので(日本の隣保制度に関しては、秋元1974ならびに『隣組読本』1940参照)、ジャワにおいては10ないし20戸でひとつの隣組を形成し、さらに、数個の隣組があわさってひとつの字常会<sup>アザ</sup>を形成するというものであった。すでに地方単位で導入されていたが、この時期になって全島でいっせいに設立することが発表されたのである。

ちなみに隣保制度はジャワのみならずマラヤ、フィリピンやビルマでも設立されたか、少なくとも設立が検討されていた様子がある。マラヤならびにシンガポールでは、早い時期から警察の管轄

(2) 植民地化以前の王国時代から支配者層として君臨した社会階層で、植民地化以後はオランダの官僚として登用された。その身分はほぼ世襲的で、一般庶民はその地位に就くことはできなかった。

地区をベースにして居住区の区分けを行い、その末端の単位は30世帯から成る「組」と呼ばれた。そしてこれが食糧配給や治安維持のための基本単位となっていたが（倉沢2012：123）、1943年10月に日本の組織を模した隣保組織が、「トナリグミ」という日本語名称で導入された。州ごとに地域に適した形で設立されたが、いずれも行政と住民の間のチャンネルの役割を果たし、警察と協力して治安維持に協力したり、荒地の開墾による食糧増産などを実践した（クラストカ2005：88-89）。

ビルマでは、日本軍占領下で行われていたラジオ放送で、隣組について以下のような内容が報道されていたことが、連合軍がモニターした記録のなかで明らかになっている。それによれば、「隣組というのは25世帯で編成され、それを5世帯ごとの小単位に分け、連帯責任をとらせるためのもので、日本の占領地のほぼどの地域でも見出される、統制や法律の実施のための民間組織である。5世帯ごとの小単位グループのなかから監視員をつけ、彼らは竹槍などで武装する。相互監視を行い、見知らぬ人物の存在を報告したり、身分証明書のチェックや夜間外出禁止令を守っているかどうかのチェックなどを行う」という（イギリス国立文書館 WO 208/1616 No.47 16 Aug. p.154 ならびに No.56 4 Nov.p.346）。

またフィリピンでも導入が検討されていたことが、英軍によって押収された日本軍資料からうかがうことができる。すなわち1945年2月に押収され英訳された“Hoko System in Formosa and as Proposed for the Philippine Islands”と題する資料のなかで、フィリピンで隣保制度を導入するために台湾の保甲制度が詳細に検討されている（イギリス国立文書館 WO 208/2625）。

このように日本軍は各地でその可能性を検討あるいは試験的に導入していたようであるが、明確な記録が残されており、実態的にその活動内容が確認できるのはジャワのケースのみである。<sup>(3)</sup>

ジャワにおいて隣組設立に際して出された「隣保制度組織要領」によれば、その目的は次のようなものであった（『ジャワ年鑑』1944：50）。

郷土防衛、経済統制等の組織および実践単位とし、地方行政下部組織として軍政の浸透を計るもので、ジャワ古来の隣保扶助の精神（ゴットン・ロヨン）に基づき住民の互助共済その他の共同任務の遂行を期する。

「郷土防衛」は、空襲の際の防空・防火体制確立、防諜・防犯などを想定していた。そのためには日常的な治安の確保が必要であり、隣組のメンバーどうし相互監視させることによってスパイ活動や反日的な活動を牽制させることが必要であった。

「経済統制」は、軍政当局が課していた厳しい統制や、物資の集荷を徹底させたり、違反者を摘発することを念頭に置いており、また経済統制下での物資の配給ルートとして機能させることや、物

---

(3) 実際他の占領地における隣組の存在はクラトスカを除けば既存の研究においてほとんど指摘されていない。今後調査の対象とすべきトピックのひとつである。

資不足のおりから消費規制を相互に課すことなども考えていたと思われる。

もうひとつの目的として掲げられている「軍政の浸透を計る」は、広く一般に区長<sup>クチャウ</sup>を補佐することを念頭に置いているが、とりわけ重要視されたのは上意下達という形での上からの情報伝達、つまり法令告知や軍政施策の周知徹底であった。

ところで「要領」のなかではさらに、「古来の隣保扶助の精神（ゴットン・ロヨン）に基づき住民の互助共済……」と述べて、日本当局は隣組がデサ社会の従来からの伝統に則ったものであることを強調しているが、これに関して現代インドネシアの RT/RW 制度（後述）を研究しているジャワ人歴史学者スワルノによれば、隣組・<sup>アザ</sup>字常会導入前にジャワにはすでにそれと類似した社会組織があり、それを日本軍政当局が活用したのだという。たとえば、死者が出たときの助けあいに際して組織するプラテナン（pratenan）や、結婚、割礼、出産などの儀礼を行う家族のために組織するシノマン（sinoman）などの絆である（Suwarno 1995 : 1）。

### 3 隣組の設立経緯

#### 普及と振興

さて、この要領が出されるやいなや、当局はこれをすぐ実行に移し、隣組制度は比較的短期間にジャワ全域で組織された。名称は日本語のまま、トナリグミ、アザジョウカイと呼ばれた。軍政監部はまず、中央ならびに地方の行政官たちに隣組についての知識や指示を与えることから始めた。地方の担当役人を集めて説明会や研修会を開催したり<sup>(4)</sup>、さらには、モデル隣組を作って見学会に誘致したほか、住民に対する広報としては隣組の活動風景を描いたドキュメンタリー映画や紙芝居をジャカルタで制作して見せたりした。この映画は日本映画社ジャカルタ制作所で制作された“Tonarigumi”というタイトルの文化映画で、なぜ隣組をつくる必要があるのか、どのように組織化するのか、常会はどのように開催するのか、どのような日常的活動があるのかなどを、具体的なコトを交えてわかりやすく描いている。映画館が都市に限定されている現状に鑑みて、上映はトラックに映写機を積んで村々をまわり、村の広場など野外で行われた。

さらに隣組の生活を描いた紙芝居も作られた。“Roekoen Mendjadikan Sentosa（調和は平和を作り出す）”と題するもので、配給、救急看護、冠婚葬祭に際しての援助、婦人たちの文化活動などを紹介して、理想的な隣組活動はどんなものかを周知させようとした（*Djawa Baroe* No.5 1944.3.1）。イスラーム指導者たちも動員されて、隣組の考え方がいかにイスラームの教えに合致したのかをクルアンの一節を引用して説いた。たとえばムハマッド・サレー・スアイディはアニサ書の 36 章を引用し、アラーは近い隣人に対しても遠い隣人に対しても善行を行うように諭していると説いてい

---

(4) この研修会では徳川時代の五人組制度の歴史についての講義もあったという。

る (Asia Raya 1944.1.28)。さらに 57 人のイスラーム教師を集めた集会在ジャカルタで開かれ、席上彼らは隣組がイスラームの教えに一致したものであることを確認した (Asia Raya 1944.5.18)。

隣組はまず都市部で作られ、それから農村部に拡大した。行政の熱心なバックアップもあって 1944 年 4 月末には全ジャワで約 50 万の隣組ユニットが作られ 900 万世帯 (約 4,389 万人) が参加していたという (Asia Raya 1944.6.20)。当時ジャワの人口は約 7,000 万人であったので、この統計が正しいければ半数以上の人口が組織化されたことになる。当時日本では人口 7,500 万人で 120 万の隣組が設立されていたので (藤原 1975: 141)、これと比べてもジャワの 50 万ユニットは設立途上としては決して少ない数字ではない。また全島で区の数は約 11,000 だったのに対し、設立された<sup>アザ</sup>字常会の数は 65,000 と報告されているので、当時ひとつの区に平均 6 個程度が編成されたということになる。

普及のための努力はさらに続けられ、1944 年 11 月 8 日には、大詔奉戴日<sup>ほうたい</sup><sup>(5)</sup>を記念して全ジャワ隣組大会がジャカルタのラデン・サレー公園で開催された。これはジャワ奉公会 (後述)、軍政監部内務部、宣伝部、ジャカルタ特別市の共催で、各地から選ばれた約 120 名の隣組代表と、ジャカルタ特別市から数百人の代表が参加した。地方の代表から隣組運営に関する質問が出され、奉公会のリーダーがそれに応えた。また当時民衆に対してもっとも大きな影響力を持っていたスカルノ (のちの初代大統領) が奉公会長として挨拶をし、そのなかで隣組の二つの任務、すなわち戦争遂行のための対日協力、ならびに新しい社会の建設を強調した。彼はインドネシアの独立はこの二つのファクターにかかっていると主張した (Pandji Poestaka No.22 1944.11.15, Asia Raya 1944.11.8 & 10)。

またインセンティブを与えるために州ごとに優良隣組を表彰する試みも行われた。表彰式は 1944 年 11 月 3 日に明治節を期して全ジャワで一斉に行われ、選ばれた隣組は表彰状と金一封を与えられた (Kan Po No.52 1944. 9.21, Asia Raya 1944 9.21 & 11.10)。さらに気分高揚のために日本の「トン・トン・トンカラリと隣組」の歌がインドネシア語に訳され広く普及した。その歌詞は隣組の相互扶助的な側面が強調され、近隣の人をひとつの家族と見立てて、心配事があればともに悩み、お互いに何の秘密もなく心を打ち明けようと呼びかけている (Djawa Baroe No.9 1944.4.15)。この歌は上述の宣伝映画のなかでも使われている。

ところで上記ですでにジャワ奉公会との連携についてしばしば言及されているが、実は隣組は、行政のみならずこの組織を援助する最下位の単位としての役割も帯びていた。ジャワ奉公会とは 1943 年 3 月にジャワ制圧 1 周年を記念して結成された大衆動員のための翼賛団体で、軍政監<sup>(6)</sup>を総裁とし、民族主義者スカルノを中央本部長として、軍政への奉仕、防衛強化、戦時生活体制強化、人民救護補導などを目的としていた。既存の諸団体をほぼすべてこの奉公会に参加させ、一元的な住民支配を試みようとしたもので、日本の大政翼賛会を模していたと言われる。地方行政単位ごとに村落レベ

---

(5) 「大東亜」戦争が開始された日にちなんで、毎月 8 日が、このような記念日とされた。

(6) 軍政の中央行政組織である軍政監部の長で、ジャワ占領統治を担当した 16 軍の参謀長が兼任した。

ルに至るまで支部が作られ、県長、郡長、村長など各レベルでの地方行政首長が支部長を兼ねた。直接の下部組織ではないが、ほぼ並行して行政首長の妻たちをリーダーとする婦人会もつくられ、女性たちへの啓蒙や動員にあたった。区レベルでは「奉公会書記」というポストが新設され、ひとつ上の行政組織である村の首長が指揮する奉公会村支部と区住民の間の連絡役をつとめた。なお、独立後のインドネシアで長期（1966–1998年）にわたって続いた開発独裁政権の屋台骨となったゴルカルという団体は、ジャワ奉公会にアイデアを得たものだとも言われている。

### アザ 字長・隣組長の資質

隣組には組長が、字常会には字長が選出され、区役場と住民の間に立って重要な役割を果たした。ほぼ世襲的に名門一族から選ばれ、多くは終身その地位にあつて名誉職的な意味合いが強かった区長よりも、実質的な事務能力（識字能力を含む）やリーダーシップが要求されるポストだった。ジョクジャカルタの隣組組織化に際して積極的な役割を果たした著名な社会学者スロスマルジャンは、当時は学歴のないものが大多数を占めていた区長や区役人と違って、字長と組長はより若くてリーダーシップも学歴もある人物のなかから選んだと述べている（同氏とのインタビュー）。これらのリーダーは住民の間の互選で決められることになっていたが、実際には区長が任命することが多く、この点に関してはしばしば批判も出ていた（Asia Raya 1944.3.20）。チレボン州参議会は、隣組改善に関する提案を行い、組長も字長もそのメンバーによって選ばれるべきであつて当局から指名されてはならないと訴えている（Asia Raya 1944.6.12）。同様の批判は1944年11月に開かれた全ジャワ隣組大会でも出された（Asia Raya 1944.11.10）。

だいぶのちのことであるが、1945年3月2日付けの「チャハヤ（Tjahaja）紙」は、西ジャワのチブルンジン・ティムール（Tjiberunjing Timoer）区内の11の町会で行われた隣組長選挙のことを報じ、理想的な選出方法として紹介している。それによると候補者は、これまでにどのような善行（amal）を行ってきたか、日本の国歌とインドネシアの民族歌を知っているか、日本の国旗とインドネシアの民族旗を知っているか、夜警にしばしば参加しているか、ヒマの木（筆者注：軍政当局がその実からヒマシ油を採取するために住民に栽培を要請した）を何本植えたか、鉄くずを何キロ寄付したか、インドネシアがやがて独立を許容されることを知っているか、我々の指導者は誰か、婦人会に入っているか、我々の敵は誰か、文字が読み書きできるか、防衛義勇軍兵士あるいは兵補になっている息子がいるか、空き地を放置していないかなどの質問を受け、その受け答えを聞いて誰が適任かを住民が選んだというのである。このような選出方法はあらかじめ区の委員会によって指導されていた。

組長も字長も無給であつた。しかし実際にはその地位を利用して物質的利益を得ることが可能で

(7) 日本軍を補佐してジャワを防衛するためにインドネシア人のみによって組織された正規の軍隊。

(8) 日本軍部隊のなかに配属されたインドネシア人の補助兵。

あった。筆者が面談した人々は、しばしば組長が自分の配給量を水増ししたり、糶供出を免れて利益を得たりしていたと述べている。組長はまた、ロームシャとしての徴発も免れることができた。日本では隣組長、字長<sup>アザ</sup>の任期は1年と定められていたが、ジャワではとくに期限が決められていなかった。

1945年初めから隣組長、字長<sup>アザ</sup>の研修が地方ごとに実施され、そのいくつかは新聞にも報道されている。たとえば1945年1月3日付けの「チャハヤ紙」は、プリアンガン州のマジャラヤで、1週間の組長研修が行われ、240人が参加したと報じている。また同じくプリアンガンのガルットでは3日コースで8,454人が参加したという。小規模の研修もあったようで、同年1月10日付けの「アジア・ラヤ（Asia Raya）紙」によればジャカルタ特別市で字長<sup>アザ</sup>の研修が1週間行われ54人が参加した。当時ジョクジャカルタ候地のグヌン・キドゥル県下で字長<sup>アザ</sup>をしていた人物は筆者とのインタビューのなかで、1年半字長職に就いていた間に3回も研修に参加させられたと述べていた。軍事訓練のほか、農業や衛生などの強化や、地方行政官と字長<sup>アザ</sup>の関係などに関する講義が行われたという。

#### 4 隣組活動の実態

##### 隣組常会における情報伝達——隣組の機能 ①

さて、そのような隣組組織が具体的にどのように機能していたのかを、さまざまな役割のうちいくつかをとりあげて考察してみよう。まず隣組の活動の一番の基本である定例会の会合、つまりジョウカイ（常会）がどのような形で開催され、どのように情報伝達が行なわれたかを眺めてみよう。オランダ植民地時代には、政庁からの通達や、基本的方針、価値観などを積極的に住民に伝達するメカニズムがなかったが、日本軍の統治は、占領地住民に対する直接的な啓蒙や統制を目指していたので住民とのコミュニケーションが必要であった。その情報伝達のために隣組の常会が活用されたのである。

ジャワでは常会は35日に1回開催された。ジャワでは、週7日から成る西洋のカレンダーと、5日から成るジャワ式のカレンダーが常に併用されており、その2つの曜日の組み合わせが35日に1回同じになる。ある特定の組み合わせの日を指定してその日に会合を開くことにすると、皆覚えやすいからであった。

隣組プロモーションのために制作された前述の文化映画（タイトル“Tonarigumi”）で描かれた常会風景は次のようであった。隣組長の家の前庭らしいところに椅子を並べ、出席者は前向きに座り、前方には組長と進行係がこちらを向いて座っている。進行係が日本語で「キリツ！」と叫んで全員が立ち上がり「キュウジョウヨウハイ（宮城遥拝）！」と叫ぶ、一同が東を向き体を90度に折り曲げて深々と礼をする。「ナオレ」の合図とともに元に戻り、次は「戦没兵士のためにモクトウ（黙禱）」という合図のもとに立ったまま深く頭を下げる。再び「ナオレ」の合図でようやく椅子に腰をおろ

す。このような「コクミンギレイ（国民儀礼）」が終わったのち隣組長から「お知らせ」が伝えられる。その日のお知らせは、「ジャワ奉公会」という翼賛組織がつくられるので進んで会員になるようにということ、食料品の配給のお知らせ、そして各自住居の脇に防空壕を掘るようにという通達、などであった。日本では常会開催に加えて、回覧板の配布によって、さまざまな情報が伝達されたが、識字率の低いジャワでは、これは導入されずに、もっぱら定期的な常会を開催させてその場で直接口頭で伝達された。

ところで、この隣組の常会には、土地所有状況やコミュニティ内の身分に関係なく全戸の戸主が等しく出席を許されたが、これは水田を所有する中核農民のみが村の寄り合いへの参加を許されていたジャワの農村社会にとっては大きな変化であった。土地のない農民が常会に出席しても現実に平等に発言できたとは思えないが、そのような隣組常会の運営方法は従来の村落の伝統的秩序とは相いれないもので、ちょっとした波紋を起こしたようであった。独立後の新しい村落統治法では、すべての住民に等しい権利を認めるようになったが、隣組の常会はその先駆けになったという面もあるかもしれない。

#### 治安維持・防空・防火・防諜——隣組の機能②

隣組のもうひとつの重要な役割である治安維持・防空・防火・防諜などは、警防団の任務と密接に結びついていた。警防団は、村の警察の監督下にあった治安維持組織で、区単位で結成された。住民のコミュニティには従来からなんらかの自衛組織が存在していたが、日本軍占領時代の警防団は、それとはかなり性格が異なり、単なる警備というよりは、スパイ摘発、対空監視というような戦時体制下独特の任務に重点が置かれていた。住民の間で、現実に敵のスパイが横行するというような可能性はさほど多くはなかったが、反政府的な言動や非協力的な態度をとる人物をチェックするというような役割があった。

日常の警備は「ロンダ（夜警団）」という形で実施された。1944年5月にジャカルタ特別市の奉公会によって出された隣組・<sup>アザ</sup>字常会の活動指針によれば、20歳から50歳までの健全な男子は、すべて<sup>アザ</sup>字単位で行われる夜警に参加しなければならない。ただしあまり負担と感ぜないように1人当たり1ヶ月に1回程度にするのが良い、とされている。例としてブンジャリンガン市区のあるひとつの<sup>アザ</sup>字のケースが非常に細かく紹介されている。それによればこの<sup>アザ</sup>字には14の隣組があり、計479人の健全な男性がいる。1人が1ヶ月に1回夜警に当たるとすると、（1ヶ月が30日として）ひと晩当たり15人が参加し、残りの29人は補欠ということになる。その15人は5人ずつに分かれ、10時から1時まで、1時から4時まで、4時から7時までと3交代で任務に就く。その5人のうち2人は警備小屋の警備、あとの3人はカンボン（集落）内を巡回する。毎晩14の隣組のうち2つの隣組の組長が警備隊の責任者になる。<sup>アザ</sup>字長と警防団長は毎日、当番になっている組長から報告を受ける。警備に出る者は左腕に日本語とインドネシア語で「ロンダ」と書かれた腕章を付ける、という

ことであった（“Penoentoen oentoek mendjalankan pekerjaan…”：1-2）。

### 防火作業と防空壕掘り——隣組の機能 ③

隣組単位で行われたもうひとつの活動は、連合軍の空襲に対する備えであった。軍政期後半になってくると空襲が開始され、訓練のための空襲警報が発令され、住民が動員されて防空演習を行うことがしばしばあった。その際に警防団員は指導に当たったり、防空壕掘りの陣頭指揮に立ったりした。したがって警防団員の日常の訓練は、緊急時の連絡方法、手旗信号、消火活動、負傷者の救助、火の見やぐらでの監視など多面に渡っていた。隣組は警防団と連携して、空襲警報が発せられたという想定のもとに行われる防空訓練の中心になった。日本と同じようなバケツリレーによる隣組の消火活動が行われ、そのような事態に女性たちが身軽に動けるように「モンペ」という名の新しい衣装を身につけることが奨励された。

ジャカルタ特別市のブンジャリンガン市区で当局の指導のもとで実際に行われていた防火・消火活動を見ると、組長をリーダーとして隣組ごとに消火隊を組織し、各家に竹筒のように水を溜めおく道具や、砂、乾いた土などを常備しておくこと、また延焼を避けるために家と家の間隔をなるべくあけて建てること、カンポン（筆者注：ここでは住宅密集地区の意）地区の長屋では逃げ道を確保しておくことなどが指導されていた。効率的な防空壕の形やサイズなどに関しても詳細な指導が行われた。自宅の近くに作るスペースがない場合は他人の土地に掘らせてもらうことや、自宅の床下に掘ることも提案されている（“Penoentoen oentoek mendjalankan pekerjaan…”：1-3）。

防諜もまた重要な任務であった。前述のジャカルタ特別市の隣組活動指針によれば、怪しい人間を察知するために、訪問者は隣組長のもとに出頭し、隣組長はその目的や滞在期間を調べ、<sup>アガ</sup>字長に報告することが義務づけられた。またもともとこの地域の住民であっても長く留守にしていた久しぶりに帰ってきた場合は、敵国から指示を受けてプロパガンダのために潜入してきたかもしれないということで<sup>アガ</sup>字長に報告が義務づけられた（“Penoentoen oentoek mendjalankan pekerjaan…”：3）。

### 食糧の増産・集荷・配給——隣組の機能 ④

以上のような上意下達、住民監視・治安維持に次いで隣組のもうひとつの重要な任務は、食糧管理にまつわるさまざまなプロセス、具体的にはコメの増産、集荷、配給における役割である。日本軍がジャワの農村から手に入れようとしたもっとも重要な資源は、労働力と並んでコメであった。コメは、インドネシア以東の南太平洋各地の島嶼部に散らばる日本軍各部隊の食糧確保のため、さほど生産力が大きくなかったジャワの農民たちからも、奪わねばならなかったのである。

まず第一にコメ増産のためのキャンペーンが展開され、そのために、耕地面積の拡大、ヘクター当たりの収量を増やすための品種改良、耕作方法の改善などの施策が日本側から出された。そしてその際に農村部では隣組単位で試験田の耕作などが行われた。また人手を失って耕作ができなく

なっている隣人のために隣組全体で共同耕作を行うことなどが推奨された。さらに都市部では空閑地を利用して隣組で共同菜園をつくり、キャッサバ、豆とうもろこしなどの代用食を栽培する試みも行われ、1944年末にはジャカルタではその数150ヶ所あまり、面積は15ヘクタールにのぼっていると報道されている（ジャワ新聞1944.12.2）。

生産活動に対する以上のような干渉に加えて、日本軍政当局は、農民に籾の強制供出を課した。これは、生産した籾の一定量を、軍政当局に公定価格で売り渡すことを義務づけたものである。公定価格は安く抑えられていたうえ、農民たちが生産するコメはほとんどが自家消費<sup>(9)</sup>で、商品化する余剰米はなかったため、日本軍に求められるだけの量を売り渡すことは死活問題であった（供出制度に関しては倉沢1992：137-179参照）。

区レベルでの集荷は区長<sup>クチョウ</sup>に完全に委ねられ、具体的な実施方法は彼の裁量に任せられ、厳しく監督された。まず収穫に先立って、区長<sup>クチョウ</sup>は配下の者に各水田からの収量の見積もりをさせた。そして農民は、刈り入れをする日が決まると、それをあらかじめ区長<sup>クチョウ</sup>に報告しなければならなかった。ジャワでは稲刈りは一種の公共性を持った行事で、近隣の者はだれでも参加できた。参加者は分け前<sup>バクセン</sup>（その割合は地方によって異なり、収穫物の5分の1から15分の1にわたっていた）を稲穂でもらうという伝統的な慣習が強く残っていたので、こっそり行うのはむずかしかった。日程について報告を受けた区長<sup>クチョウ</sup>は、農民がその収量を偽って報告したり、生産物の一部を隠したりしないよう監督させるために、配下の者を稲刈りの場へ派遣した。このようなときに派遣されたのは、区役人や農業指導員、警防団員、そして隣組長であった。隣組員には集団責任が課されたので、義務を果たさない組員が出た場合には組長の責任になるのであった。隣組長はまた、自分の隣組員が正式の許可を得ずに稲刈りを行うことがないように注意してはならなかった。ときには軍政当局による徴発を逃れるために、夜間にこっそり稲刈りをする者もあったからである。区内に集積された稲穂や籾は、盗難防止のため警防団員や隣組長が監視した。このように山積みされた籾は、住民が飢饉に瀕している折から、まかり間違えば襲撃的になりかねなかったからである。

供出した量が割当高を下回っていた場合には区長<sup>クチョウ</sup>、区役人、警防団員、隣組長などから成るチームが各農家の納屋の捜査を行った。そしてもし農民が“大量の”籾を残していると判断されると、余剰分は押収された。多くの場合、一家の自家消費費用と来年度の種籾用を除いた残りの分はすべて“余剰”とみなされた<sup>(10)</sup>。しかし「自家消費費用」がどれだけ必要なかは主観的判断に委ねられ、実際には十分な量が残されず農民は飢えに喘いだ。農家レベルでの籾の隠匿防止にも、連帯責任を課せ

(9) オランダ時代ジャワの産米のうち商品化される率は25%程度であった（Giesen 1943）。そのほとんどはごく一部の大地所有者の水田からのもので、多くの一般農民は納税や最低限の生活必需物資購入に必要な現金を得るためにごく一部を販売するに過ぎなかった。

(10) 「スラカルタ候地務局第一号 籾の供出について（1944年3月30日公布）」（*Kan Po*, No.41. 1944年4月25日, p.40）のなかで、自家消費用の米とは年間籾100キログラム、種籾は1ヘクタール当たり50キログラムと定められているが、これだけの量が必ず保証されたかどうかは分からない。

られていた隣組が一役買ったため、お互いの疑心暗鬼を生むこともあった。

農民が進んで粃を供出するよう奨励するためにジャワ奉公会主催で「粃供出運動」(Gerakan Penjerahan Padi)が行われ、これに隣組も動員された。さらにまた、課された割当量を供出できなかった場合には隣組に連帯責任を課すことによって集荷の効率を上げようとした。

当局の手に落ちた米穀は、軍が必要量を取ったのち、のこりは民需用にまわされ配給組合を通じて住民の手に渡った。配給は都市の住民に対してのみ実施されたが、その際にクーポン券を配布して隣組単位で行われた。しかしそれも量が常に不足しており、しかも不定期だった。コメの配給は、家族の人数によって厳しく定められており、基本台帳の整備は隣組を通じて行われた。ジャカルタ特別市のブンジャリンガン市区では、隣組長が1週間に一度住民の家をたずね、配給所の台帳に記載されている状況と変化がないかどうか照らし合わせるよう指導されていた(“Penoentoen oentoek mendjalankan pekerjaan…”:4)。

軍政当局はコメを補うために、住民にさまざまな代用食を食べよう勧め、他の穀物を使った新しい献立を紹介した。宣撫関係者は、これらを総称して「闘争メニュー」(menu perjuang)と呼んだ。そのなかでもっともしばしば紹介されたのが数種類の穀物を混ぜた雑炊で、「闘争粥」(さつまいも、キャッサバ、糠を混ぜたもの)、椰子砂糖と糠を混ぜて作った「東亜パン」というものもあった(*Pandji Poestaka* No.15 1943.7.18:534)。とうもろこし、キャッサバ、大豆の粉を混ぜたものは「アジア粉」と呼ばれ、パンを焼くのに使われた(スラカルタの住民へのインタビュー<sup>(11)</sup>)。プスキ州では100%の白米を食べることを当局から禁じられ、隣組長は自分の組員たちが白米ではなく他の穀物と混ぜたものを食べているかどうかを監視するよう命じられた。そして前触れなしで台所臨検が行われ、もし100%の白米を食べているのが見つかり、その者は警告を受けたり、場合によっては憲兵隊に通告されたりしたのである(プスキ州の農民たちへのインタビュー、1982.3-4月)。ジャカルタ特別市のブンジャリンガン市区でも、コメの消費を抑えるために、できるだけとうもろこし、芋豆類を食べ、またスラマタン(人生の節々で安全祈願のために食を共にして行われるジャワ伝来の儀礼)を行う際にも代用食をできるだけ使うべく隣組が推奨せよとの指示が出されていた(“Penoentoen oentoek mendjalankan pekerjaan…”:4)。

ところでこれらの活動のなかでいずれも強調されているひとつの概念は「連帯責任」なるものである。そもそも日本の隣保制度の起源とも言える徳川時代の五人組制度の根幹は、年貢納入に際して連帯責任を課すということにあった。この極めて日本的な観念に関して連合軍は、日本軍から押

---

(11) 軍政当局が勧めたこれらの献立の多くは、とうもろこし、キャッサバ、大豆その他を材料とするものであったが、生産減と供給増加のためにこれらの代用穀物の価格もまた上昇していった。そこで以前は食べたこともない新しい材料も食するよう勧められた。たとえば、バナナの木の根や幹、パパイヤの葉、キャッサバの葉などである。パパイヤやバドゥル(badur)と呼ばれる一種のタロイモの根を、細かく切って塩水につけておき、毒性のある汁を除去してから食べた。婦人会のメンバーたちが、新しい献立や材料を上手に料理するために活発な活動を続けていた(Lucas 1980:82)。

収した保甲制度に対するコメントのなかで、1945年7月に次のように述べている。まず、これは各世帯に嘘発見器を設置して記録を取るようなものだと述べたのち、個人の権利というようなものが想定されたことのない社会、社会的な規範に準ずることが美徳であるのみならず第一義的な要求になっているような社会においてのみ通用する概念だとしている。そしてフィリピンでは定着しにくい、朝鮮や台湾では受け入れられるだろうと述べている（イギリス国立文書館文書 WO208/1113：11）。

## 5 終章——日本軍政終了後の地域組織

以上、日本軍政期のインドネシア、ジャワ島において、煩雑になった地方行政の補佐とグラスルーツの住民の統制のために導入された隣保組織について見てきた。軍政当局による非常に熱心な普及活動に加え、ジャワ社会の伝来の仕組みとの折り合いがよかったこともあって住民も積極的に取り入れたため、非常に短期間に全島に広がり、都市においても農村においても機能した。この制度をジャワの人々が比較的好意的に受け入れていたことは、日本の統治終了後も隣保制度が引き続きこの社会に残存したことから確認できる。日本では戦後1947年に隣保組織は正式には廃止されたが、インドネシアでは日本が敗北してこの地を去ったのちも廃止されることなく、独立国家に引き継がれ社会に定着したのである。地域によってはまったく住民の自発的な意思で組織が維持されたし、行政が関わる場合でも多くは地方ごとの条例で定められた。ところが1960年代後半にスハルトが第二代大統領として政権を握り、いわゆる開発独裁体制が開始されると、名称をRT（rukun tetangga）・RW（rukun warga）と変更して国家単位で画一的な制度としてジャワのみならず全国的に再導入された。これ以後RT/RW制度はさまざまな役割を帯びてスハルト体制を支えるのであるが、それを見る前にここでまず日本軍の統治と大きな類似性を持っていたスハルト体制の性格を考察してみよう。

### スハルト体制の特色

スハルト体制は「政治的安定」と「開発」をスローガンにして登場し、新体制（オルデ・バル）と呼ばれた。経済的自立政策と反新植民地主義闘争を第一としナショナリズムが強かったそれまでのスカルノ体制からは180度転換し、ガタガタになっていた経済を立て直すために外資を導入し、外国からの経済援助を受け入れ、開発優先政策をとった。そして、開発を効果的に進めるためには、政治的安定を確保できる強い政権が必要であると考え、欧米的な多数決に基づく民主主義ではなく、家族主義と相互扶助をベースにし、多数決を排して「ムシャワラ（話し合い）」に基づき「ムファカット（全会一致）」で物事を決めるインドネシア独自の民主主義が推奨された。これは「パンチャシラ民主主義」と呼ばれ、国政レベルにおいても激しい討論や票決を避けて家族的に物事を決定することが

基本とされた。こうして国民が統治者の意思を理解して、彼らの良しとする方向へ無意識のうちに誘導され、一致団結して開発に取り組めるような体制作りが行われたのである。そして、「開発」という大きな目標達成のためには国民を精神的に総動員する必要がある、このためグラスルーツの住民にまで一元的に、「開発」と「パンチャシラ」の精神を徹底させようとした。つまり戦争中の日本のように、国民を「総動員」する体制が必要だったのである。

しかし言語も文化も異なる多民族から成る2億人もの住民をこまやかに管理統制し、「指導」し、政府の思惑に向かって「動員」することは容易ではなかった。そのためには中央集権化を強め、一元的に末端まで支配権を行使できるようなシステムが必要であった。そのひとつとしてまず、それまでサイズ、役割、権限、行政組織、村落共同体のありようなど地方によって多様であり、また行政も各地の慣習に従って運営されていた「むら」を、中央集権的なものにして、中央からの一括的な統制を可能にする必要があった。

そこで、1979年に村落行政法を施行して、村落行政を全国的に画一化するとともに、村落の長をそれまでのように共同体の長としてではなく、国家の行政の最末端の責任者として組み込んでいこうという大きな改革を行った。そしてそのために住民による村落首長選挙の制度にも干渉したし、村落に国軍の下士官を派遣して駐屯させ、そのむらの行政や治安に責任を持たせた。インドネシア国軍は国防・治安だけでなく、政治的社会的役割も果たすべきであるという二重機能論に基づいて「国軍がむらに入ってきた<sup>(12)</sup>」のである。この点で日本軍政時代の村落統治と非常に酷似している。

### 体制を支えるメカニズム

以上のような土台に立ってスハルト政権はさらに、住民を政府の意図する方向に統制し、動員するのに好都合ないくつかの個別的な統治メカニズムを考案した。そもそも強固な統制をしいて独裁的に国家運営を進めていくというスハルト体制は、それ自体、戦時期の日本の統治と相通じる性格を持っていたと思うが、なかでも次の3点においてとりわけ類似性が多く見られる。(a) 体制翼賛と大衆動員のための組織づくり、(b) 住民統制のための組織づくり、そして(c) 情報伝達のテクニックの3つである。

ここで(a)「体制翼賛と大衆動員のための組織づくり」と言うとき、筆者が念頭に置いているのは、ゴルカルという政治団体である。これは、現在は「政党」になっているが、スハルト時代には職能別のさまざまなグループ(公務員と軍人がその中核となっている)が集団で参加する「職能グループ」と規定されていた。民主主義の虚構を作り上げるために5年に一度ずつ総選挙を行い、そこにおいては、それまで多数あった既成政党を合併させ2つの野党にまとめて政府の厳しい統制下に置き、それらにこのゴルカルとの選挙戦を闘わせた。政府を利するためのさまざまな仕掛けのゆえに、

---

(12) 当時しばしば使われた政治宣伝のスローガンである。

選挙では常に間違いなくゴルカルが圧倒的多数で勝利を獲得する仕組みになっていた。

ゴルカルは、官僚機構と地方行政組織のネットワークを土台とし、官僚や地方首長に依存して翼賛組織を構築していくという仕組みになっており、そのやり方は、日本軍政下で作られたジャワ奉公会に極めて類似している。そしてそのジャワ奉公会は日本の大政翼賛会を模したものだと言われている。奉公会は地方行政機構と相互補完的な形で全国に張り巡らされたネットワークを持っていたが、ゴルカルもそれを踏襲し、各地方のゴルカル支部長には行政首長が就任している。

(b) 住民統制のための組織づくり、そして (c) 情報伝達のテクニックをもっとも有効に実行できるのは RT/RW であった。住民の統制という点に関しては、そもそもスハルト政権が早々にこの制度を導入した最初の理由は、共産党撲滅という大きな政治課題を達成するためであった。1965年9月30日に発生したクーデター未遂事件を、スハルトを中心とする国軍中枢部は共産党が仕掛けたものだと見做し、当時共産党員ならびに共産党と関係を持っていた人物は一様に、撲滅の標的とされた。各地で大虐殺を展開し50万とも100万とも言われる共産主義者が虐殺されたほか、それを逃れた者も逮捕の対象となった。そのため多くの関係者は、逮捕を逃れるため、正体を知られていない新しい居住地を求めて逃げ延びた。そこで政府は共産党関係者が逃げ込むのを防ぐために、RTに転入者の身元確認の任務を負わせたのである。新しくその地域に転入してきた者はもちろんのこと、一日二日知人宅に逗留する場合でさえ、RT長に届け出て家族構成等を報告するとともに、共産党と無関係であるという証明書（前居住地のRT長が発行）を提示しなければならないことになった。共産党関係者の一族にはこの証明書が交付されていないので、もし所持していないとなると、この新しい住民は「危険人物」であるということになる。つまりスハルト体制の発足時には、こうやって共産党関係者を封じ込めていくための手段として機能したのであった。

スハルト体制成立後数年たって共産主義者の「脅威」がほぼなくなってからも、RT/RWは不審者の転入や、住民のなかで体制に不満を持つ者たちをチェックするものとして機能した。新規の転入のみならず、住民は、出生、結婚、死亡、同居人の増減など家族構成に変化が生じたときにはこれをRT長に届け出る義務、そして短期逗留者に関しても届け出る義務があり、こうしてRTは地域内の人口動態を管理した。

このような住民管理の機能と並んで重要なのは、情報伝達の徹底であった。日本軍政期と同じようにRTの会合は定期的で開催され、政府からの情報伝達や、公的な福祉政策の不足を補う諸活動がそこで行われた。そこでは単なる伝達だけでなく、ときには行政当局から担当者がやってきて、生活指導や政治的教化も行われ、その結果RT/RW制度は、政権を支える与党ゴルカルの集票マシーンとしても機能した。したがってRT長は、必ず政府寄りの筋金入りの人物でなくてはならず、そうでない人物が住民から選ばれたような場合には、行政当局が情報の伝達を封じるなど嫌がらせをして任務の継続を困難にした。

そのメカニズムは極めて緻密で、住民を無意識のうちにがんじがらめに縛るものであったが、会

合で一応ディスカッションなどをさせて、一見巧妙にボトムアップの体裁をとったうえ、<sup>(13)</sup>「アメ」と「ムチ」の併用で住民を懐柔していたので、多くの人が多少とも富の配分にあずかっていた間は不満も顕在化しなかった。

しかし1997年のアジア通貨危機のあおりを受けると、スハルト政権は瞬く間にゆらぎ、民衆の激しい抗議デモにあって1998年5月に崩壊した。その後、民主化と地方分権化の時代が訪れ、中央政府による法的規制が弱められた。そのようななかで村落制度やRT/RW制度に対しても見直しが行われ、各県ごとにその地方の実情に合うように自由に規制することが許されるようになった。そして1999年の内務大臣規定によってRT/RWの設置は地方政府にゆだねられ、必ずしも全国的に画一的なものである必要はなくなったのである。しかし筆者の知る限り、現実にRT/RWを廃止した地方政府はないうえ、その活動内容も大きく変わることはなかった。つまり一般的には、スハルトの権威主義体制を支えるメカニズムとして認識されてきたRT/RWは、改革の時代になって、上からの動員や統制が緩んできたのちにもなお存続し、また別の重要性が認識されている。吉原直樹の研究(2005)もこの点に焦点をあて、そこには、単に国家権力の下部組織としての役割以上の何らかのポジティブな意義があったのではないか、という視点から民主化以後のRT/RWについて考察している。

このように現在のRT/RWは、トップダウン的な性格が多少薄まり住民の要求を提示し、それを上に伝えていく、下意上奏という機能が幾分芽生えてきたし、与党の集票マシー的な役割はなくなってきた。しかし、現在もイスラーム過激派取り締まりなどのために、RT長による住民の出入りや動態の管理が引き続き行われている。さらに現在でも会合は依然として活発に定期的に行われており、基本的には、情報伝達や動員のためのチャンネルとしては重要であるように思われる。以上のような役割は、少なくとも、村落社会や、あるいは村落的な生活形態や慣習や人間づきあいがほぼそのまま生きていると言われる都市の集住地区(カンボン)では、当てはまることである。ただし、中上層階級が住む都市の高級住宅街ではRT/RWは相対的に活発ではなく、型通りの届け出をしたり、共同で地域の警備員を雇ったり、ゴミの処理のための費用を分担したりという程度の関係しか持たないことが多い。とはいえ、どのような政権が運営するにしてもインドネシアにおいて隣保制度はグラスルーツの住民把握のために有用なものようであり、また多くの国民にとっていまなお、日常生活における相互扶助システムの一環としても不可欠の存在なのである。

(名誉教授)

---

(13) 確かに政府は、開発助成のためのさまざまなプログラムを作り、そのための資金もある程度村落社会へ投入した。人々はそのプログラムに参加して、そこから低利の貸付けを受けて事業を始めたり、電気を引いたり土間に床を張ったりトイレを作るなどして住宅を改善してきた。そういったことを実施するに際しては、RTで定期的に集まって政府からの「お知らせ」や「指導」を受けるようにし、またその補助金受給の単位としてRT/RWを活用した。政府との間に開発資金という絆を通じて密な関係を持ち続けていたわけである。

## 参 考 文 献

### 刊行物

- Brugmans, I. J. et al., (1960) *Nederlandsch-Indie onder Japanse Bezetting: Gegevens en Documenten over de Jaren 1942-1945*, Franeker: Uitgave T. Wever
- Giesen, van der, (1943) *Rice Culture in Java and Madura*, Bogor: Chuo Noji Shikenjo
- Kurasawa, Aiko, (2009) "Swaying between State and Community: Role and Function of RT/RW in Post-Suharto Indonesia" Benjamin Read & Robert Pekkanen eds. *Local Organizations and Urban Governance in East and Southeast Asia: Straddling State and Society*, (Routledge Studies on Civil Society in Asia) London and New York: Routledge
- Lucas, Anton, (1980) "The Bamboo Spear Pierces the Payung: The Revolution against the Bureaucratic Elite in North Central Java in 1945" Ph.D Diss. The Australian National University
- Suwarno, (1995) *Dari Azajokai dan Tonarigumi ke Rukun Kampung dan Rukun Tetangga di Yogyakarta (1942-1989): Sebuah Tinjauan Historis*, Penerbitan Universitas Sanata Darma
- 秋元律郎 (1974) 「戦時下の都市における町内会・隣組組織」『日本のファシズム② 戦争と国民』早稲田大学出版部
- 倉沢愛子 (1992) 『日本占領下ジャワ農村の社会変容』草思社
- 倉沢愛子 (1998) 「スハルト政権崩壊の歴史的意義」『中央公論』1998年8月号
- 倉沢愛子 (2011) 『戦後日本=インドネシア関係史』草思社
- 倉沢愛子 (2012) 「戦時期マラヤ・シンガポールにおける米穀配給制度」『三田学会雑誌』104巻4号
- 倉沢愛子 (2014) 『9・30 世界を震撼させた日』岩波書店
- クラストカ, ポール著・今井敬子訳 (2005) 『日本占領下のマラヤ 1941-1945』行人社
- 小林和夫 (2000) 「インドネシアの住民組織 RT・RW の淵源——日本占領期ジャワにおける隣組・字常会の導入」『総合都市研究』71号
- 小林和夫 (2001) 「インドネシアにおける「隣組」「字常会」の歴史的展開——ジャカルタにおける RT/RW の一九六六年法制化を中心に」『アジア経済』XLII-3, 2001年3月
- 小林和夫 (2003) 「スハルト開発体制下の都市住民組織を媒介とした住民情報管理——東ジャカルタ市の RT/RW を事例として」『日本都市社会学会年報』2003年9月
- 小林和夫 (2004) 「ゴトン・ロヨンが制度化される時——ジャカルタにおける住民組織 RT・RK の整備過程 (1954~1955)」『東南アジア——歴史と文化』33号
- 小林和夫 (2005) 「スハルト新秩序体制末期のクルラハン政府と住民組織 RT/RW——東ジャカルタ市の事例」『ヘスティアとクリオ』1号, 2005年3月
- 小林和夫 (2006) 「スハルト新秩序体制における RT/RW 制度の嚆矢——ジャカルタにおける一九六六年 RT/RW 法制化」『東南アジア——歴史と文化』No.35
- ジャワ軍政監部 (1944) 『ジャワ年鑑 2603 年』ジャワ新聞社
- 熊谷次郎編 (1940) 『隣組読本』非凡閣
- 藤原彰 (1975) 『日本民衆の歴史 9 戦争と民衆』三省堂
- 吉原直樹 (2000) 『アジアの地域住民組織——町内会・街坊会・RT/RW』御茶の水書房
- 吉原直樹編著 (2005) 『アジア・メガシティと地域コミュニティの動態——ジャカルタの RT/RW を中心にして』御茶の水書房

### 定期刊行物・新聞

- ジャワ軍政監部 *Kan Po* (軍政監部が発行したインドネシア語の官報。1990年に龍溪書舎から復刻版発行)

*Pandji Poestaka* (ジャカルタで刊行されたインドネシア語の月刊誌)  
*Djawa Baroe* (ジャカルタで刊行された日本語・インドネシア語の隔週雑誌)  
*Asia Raya* (ジャカルタで刊行されたインドネシア語日刊紙)  
*Tjahaja* (バンドゥンで刊行されたインドネシア語日刊紙)  
ジャワ新聞 (ジャカルタで刊行された日本語日刊紙)

#### 公文書

旧早稲田大学社会科学研究所 (現アジア太平洋研究センター) 所蔵

“Penoentoen oentoek mendjalankan pekerjaan dengan moedah dan praktis dalam hal menjempoernakan penghidoepan pendoedoek dalam lingkungan Tonari Kumi dan Aza” ジャカルタ特別市区政課資料 1944.5.10

イギリス国立文書館所蔵

WO208/2625 “HOKO System in Formosa and as Proposed for the Philippine Islands”. Enemy Publication No.358 (captured on 11 Feb. 1945 in Manila)

WO208/1113 “HOKO: Clue to the Japanese Paradox”. Allied Land Forces SEA Weekly Intelligence Review week ending 17 Aug. 1945

WO 208/1616 Fortnightly Report 1944 (Intelligence Bureau, Government of Burma, Simla) No.47 16 Aug. & No.56 4 Nov.